

## 身体的拘束等適正化のための指針

I. 身体拘束は、利用者の活動の事由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。児童虐待防止法に則り個々の身体の状態を勘案し、障がい・特性を理解したうえで身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。

1. 切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高い事。
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行い以外に代替法がないこと
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を上記全ての要件を満たす必要がある。

II. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  
処遇に携わるすべての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- (2) 新任者に対する身体的拘束廃止の為の研修の実施
- (3) その他の必要な教育・研修の実施（社内研修や外部研修への参加）

### 1. 事業所内の組織に関する事項と検討委員会

担当者は定期的な委員会を開催し資質の向上を図ることとする。

担当者（平野るい子、木山厚子、植田美佳、村上晋平、井上雅裕、  
新井桃香、森井渚美）

III. 身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針  
やむを得ず身体的拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）本人または他の利用者の生命または身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

### (1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡を取り、身体拘束実施以外の手立てを講じる事が出来るかどうか協議する。身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行い判断をした場合は「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で高速解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組みを詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行い可能性を盛り込み、本人または保護者の同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録

記録の様式を用いて、態様及び時間、身体の状態、やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、高速の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果を職員に周知する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保管する。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

IV. 当施設の身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに公表します。

V. 身体的拘束適正化に向けた各職種の責務及び枠割

身体的拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

VI. その他の身体的拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体的拘束をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全員で以下の点に十分に議論し共通認識を持つ必要があります。

- ・他の利用者への影響を考慮して、安易に身体的拘束を実施していないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか（別の対策や手段は無いかな）